

市民税・県民税申告書の書き方（裏）

5 給与の源泉徴収票がない方

給与明細等をご確認のうえ、日給または月給、合計金額、勤務先名等をこちらにご記入ください。

6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票が提出されていない方

5	日給	月給	月収
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			
合計			
勤務先所在地			
勤務先名			
電話番号			

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	収入金額	必要経費

10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項

総合課税	短期	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除額)
五泉 夏子	長女	9・3・15	9・3・15	500,000

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除額)

13 寄附金に関する事項

寄附金に関する事項	寄附金に関する事項

14 事業税に関する事項

事業税に関する事項	事業税に関する事項

15 所得金額調整控除に関する事項

所得金額調整控除に関する事項	所得金額調整控除に関する事項

16 前年中に所得のなかった方の記入欄（該当する項目にチェックを付けて記入してください。）

前年中に所得のなかった方の記入欄	前年中に所得のなかった方の記入欄

6 専従者控除を受ける方

事業専従者・・・あなたと生計を一にする親族のうち、次の条件をすべて満たす方を事業専従者として控除を受けることができます。

①令和6年12月31日の現況で15歳以上の方

②どなたの控除対象配偶者または扶養親族にもなっていない方

③年間を通じて6か月以上あなたの事業に従事した方

控除額は、A・Bいずれか少ない方の金額

A. 事業にかかる所得額÷(事業専従者数+1)

B. 50万円(配偶者は86万円)

※個人番号も記入してください。

7 寄付金控除を受ける方

寄附金に関する事項はこちらにご記入ください。市・県民税で控除を受けることができるのは、以下の寄付金です。

・地方公共団体

・新潟県・五泉市が条例で指定した団体

・新潟県共同募金会

・日本赤十字社新潟県支部

8 給与等収入が850万円を超える方

給与等の収入が850万円を超え以下のいずれかに該当する場合は、所得金額調整控除を受けられますので、該当する要件の対象者をこちらに記入してください。

(1)本人が特別障害者に該当する方

(2)年齢23歳未満の扶養親族を有する方

(3)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する方

9 前年中に収入がなかった方

前年中に収入がなかった方や、扶養されている方、遺族年金・障害年金・失業手当などの非課税所得があった方は、こちらの該当する項目にチェックをつけ、必要事項を記入してください。

証明書等を添付（提示）してください

収入の分かる書類(源泉徴収票や収支内訳書等)、控除関係の証明書等を必ず添付(提示)してください。証明書等がない場合は、控除が受けられませんのでご注意ください。

医療費控除を受ける場合は、医療を受けた方、病院・薬局ごとに合計を記載した医療費控除の明細書の添付が必要です。

令和7年度（令和6年分）市民税・県民税申告の手引き

1 市民税・県民税申告が必要な方

- 令和7年1月1日現在、五泉市に住所がある方で、次に該当する方。
- ①前年中(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)に営業、農業、不動産、配当等の収入があった方。
- ②前年中(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)に収入が無かった方。③遺族年金や障害年金のみ受給していた方。
- ④雇用保険(失業給付)のみを受給していた方。⑤病気療養中の方。
- ⑥令和7年1月1日時点で、市外の親族に扶養されていた方や仕送りを受けていた方。
- ※収入が無かった場合でも申告する必要があります。児童手当、国民健康保険税、後期高齢医療保険料、介護保険料等、各種福祉制度の利用に必要です。また、令和7年度所得課税証明書の発行に必要となります。

2 市民税・県民税申告が不要な方

- ①令和6年分所得税の確定申告をする方。
- ②収入が給与のみで勤務先から五泉市へ給与支払報告書が提出されている方。
- ③収入が公的年金のみでその収入金額(支払金額)の合計が下記の金額以下の方。
1. 65歳以上:148万円以下 2. 65歳未満:106万円以下
- ④収入が無く、令和7年1月1日時点で、五泉市内の親族の税法上の扶養になっている方。

3 市民税・県民税申告に必要なもの

- ①「令和7年度(令和6年分)市民税・県民税申告書」
- ②源泉徴収票、収支内訳書等の収入のわかる書類
- ③各種控除証明書、医療費の明細書かセルフメディケーション税制の明細書
- ④障害者控除を受ける方は障害者手帳や証明書等(手帳等は写しでも可)
- ⑤申告者本人のマイナンバーカードあるいは通知カードと身元確認書類

4 申告期限

令和7年3月17日(月) ※期限厳守をお願いします。

5 申告受付期間・申告相談会場

期 間	申告種類	時 間	会 場
令和7年2月17日(月)～ 令和7年3月17日(月) (一部の土・日・祝日を除く)	市民税・県民税申告 所得税の確定申告	午前8時30分～午後4時10分	市役所 4階 401会議室 村松支所 1階 会議室1・2

相談会日程について、「広報ごせん 1月25日号」にて詳細を掲載しております。会場に来られる方はそちらをご覧ください、ご来場くださいますようお願いいたします。

※市・県民税の申告については、令和7年2月17日(月)以前でも受付をしています。申告相談会場が大変混雑し、長時間お待ちいただく場合がありますので、必要書類が揃っていてご都合のつく方は、ぜひお越しください。

場所:五泉市役所 税務課 市民税係、村松支所 地域振興課 税務係 時間:午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝を除く)

6 作成した申告書は

自分で申告書を作成した場合は、下記送付先へ送付するか、申告相談会場、五泉市役所税務課、村松支所税務係窓口に設置されている提出ポストに投函してください。本人確認書類の写しのほか、各種控除証明書類などは必ず原本を添付してください。

また、個人番号は個人情報の中でも特に重要な情報の為、郵送する際には送付履歴の分かる特定記録郵便や簡易書留を使用してください。

◎市民税・県民税申告書の送付先

〒959-1862 五泉市太田1094番地1 五泉市役所 税務課 市民税係

7 申告のお問い合わせ先

五泉市役所 税務課 市民税係 電話番号 0250-43-3911(内線219・265～267)

村松支所 地域振興課 税務係 電話番号 0250-58-7181(内線614～617)

3 4 所得から差し引かれる金額（所得控除）の記入

令和6年1月1日～12月31日までに支払った控除の内訳や、令和6年12月31日時点での扶養親族等の氏名、その他該当する項目を 3 の枠内に、各項目の計算式に従って控除額を 4 の枠内に記入してください。

番号	控除の種類	内 容	控 除 額																																											
13	社会保険料	あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った社会保険料・介護保険料・国民健康保険税(料)・国民年金保険料・厚生年金保険料・農業者年金保険料などがある場合	支払った額																																											
14	小規模企業共済等	あなたが支払った第一種小規模企業共済や心身障害者扶養共済の掛金がある場合	支払った額																																											
15	生命保険料	あなたが支払った、あなたや親族が受取人になっている一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料がある場合 ※控除額は一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の支払額をそれぞれ下記により計算し金額を求め、それらを合計した額。(適用限度70,000円)なお、一般生命保険料または個人年金保険料において、新契約と旧契約の双方がある場合、上記の表で求めた金額の合計が控除額となります。(適用限度28,000円)	<table><thead><tr><th>保険の種類</th><th>支払保険料(ア)</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">新契約 (H24.1.1以降に締結した一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険)</td><td>12,000円以下</td><td>(ア)の金額</td></tr><tr><td>12,001円～32,000円</td><td>(ア)×1/2+6,000円</td></tr><tr><td>32,001円～56,000円</td><td>(ア)×1/4+14,000円</td></tr><tr><td></td><td>56,001円以上</td><td>一律28,000円</td></tr><tr><th>保険の種類</th><th>支払保険料(イ)</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="3">旧契約 (H23.12.31以前に締結した一般生命保険・個人年金保険)</td><td>15,000円以下</td><td>(イ)の金額</td></tr><tr><td>15,001円～40,000円</td><td>(イ)×1/2+7,500円</td></tr><tr><td>40,001円～70,000円</td><td>(イ)×1/4+17,500円</td></tr><tr><td></td><td>70,001円以上</td><td>一律35,000円</td></tr></tbody></table>	保険の種類	支払保険料(ア)	控除額	新契約 (H24.1.1以降に締結した一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険)	12,000円以下	(ア)の金額	12,001円～32,000円	(ア)×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	(ア)×1/4+14,000円		56,001円以上	一律28,000円	保険の種類	支払保険料(イ)	控除額	旧契約 (H23.12.31以前に締結した一般生命保険・個人年金保険)	15,000円以下	(イ)の金額	15,001円～40,000円	(イ)×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	(イ)×1/4+17,500円		70,001円以上	一律35,000円																	
保険の種類	支払保険料(ア)	控除額																																												
新契約 (H24.1.1以降に締結した一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険)	12,000円以下	(ア)の金額																																												
	12,001円～32,000円	(ア)×1/2+6,000円																																												
	32,001円～56,000円	(ア)×1/4+14,000円																																												
	56,001円以上	一律28,000円																																												
保険の種類	支払保険料(イ)	控除額																																												
旧契約 (H23.12.31以前に締結した一般生命保険・個人年金保険)	15,000円以下	(イ)の金額																																												
	15,001円～40,000円	(イ)×1/2+7,500円																																												
	40,001円～70,000円	(イ)×1/4+17,500円																																												
	70,001円以上	一律35,000円																																												
16	地震保険料	あなたが支払った地震保険料・旧長期損害保険料(契約期間10年以上で満期返戻金があり平成18年12月31日以前の契約)がある場合 ※控除額は地震保険料・旧長期損害保険料の支払額を下記により計算し金額を求め、それらを合計した額(地震・旧長期両方対象となる一つの保険契約はどちらか一方のみ)。(適用限度25,000円)	<table><thead><tr><th>保険の種類</th><th>支払保険料(ウ)</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">地震保険料</td><td>50,000円以下</td><td>(ウ)の金額×1/2</td></tr><tr><td>50,001円以上</td><td>一律25,000円</td></tr><tr><th>保険の種類</th><th>支払保険料(エ)</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="2">旧長期損害保険料</td><td>5,000円以下</td><td>(エ)の金額</td></tr><tr><td>5,001円～15,000円</td><td>(エ)×1/2+2,500円</td></tr><tr><td></td><td>15,001円以上</td><td>一律10,000円</td></tr></tbody></table>	保険の種類	支払保険料(ウ)	控除額	地震保険料	50,000円以下	(ウ)の金額×1/2	50,001円以上	一律25,000円	保険の種類	支払保険料(エ)	控除額	旧長期損害保険料	5,000円以下	(エ)の金額	5,001円～15,000円	(エ)×1/2+2,500円		15,001円以上	一律10,000円																								
保険の種類	支払保険料(ウ)	控除額																																												
地震保険料	50,000円以下	(ウ)の金額×1/2																																												
	50,001円以上	一律25,000円																																												
保険の種類	支払保険料(エ)	控除額																																												
旧長期損害保険料	5,000円以下	(エ)の金額																																												
	5,001円～15,000円	(エ)×1/2+2,500円																																												
	15,001円以上	一律10,000円																																												
17	寡婦	・夫と離婚した後、婚姻していない人で、子以外の扶養親族がいる、合計所得金額が500万円以下の人 ・夫と死別した後、婚姻していない人で、合計所得が500万円以下の人 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる方は対象外です。	26万円																																											
18	ひとり親	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同一とする子(総所得金額が48万円以下)を有する単身者で、かつ、あなたの合計所得金額が500万円以下の場合。事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる方は対象外です。	30万円																																											
19	勤労学生	学生で、合計所得金額が75万円以下(そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下)の場合	26万円																																											
20	障害者	あなたがあなたの扶養親族が障害者であり ・精神障害者保健福祉手帳1級以外、療育手帳B判定、身体障害者手帳1・2級以外等の場合 ・精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A判定、身体障害者手帳1・2級等の場合 ・特別障害者のうち、あなたやあなたの配偶者、生計を一にする親族のいずれかと同居を常に行っている人の場合	普通障害者 26万円 特別障害者 30万円 同居特別障害者 53万円																																											
21	配偶者	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合 ※あなたの合計所得金額が1,000万円を超えた場合は、配偶者控除の適用はありませんが、同一生計配偶者として扶養人数には含まれますので、その場合のみ口にチェックを入れてください。	<table><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">あなたの合計所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超～950万円以下</th><th>950万円超～1,000万円以下</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>老人(70歳以上) (S30.1.1以前生)</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></tbody></table>		あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	一般	33万円	22万円	11万円	老人(70歳以上) (S30.1.1以前生)	38万円	26万円	13万円																												
	あなたの合計所得金額																																													
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下																																											
一般	33万円	22万円	11万円																																											
老人(70歳以上) (S30.1.1以前生)	38万円	26万円	13万円																																											
22	配偶者特別	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合	<table><thead><tr><th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3">あなたの合計所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超～950万円以下</th><th>950万円超～1,000万円以下</th></tr></thead><tbody><tr><td>480,001円～950,000円</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>950,001円～1,000,000円</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>1,000,001円～1,050,000円</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>1,050,001円～1,100,000円</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>1,100,001円～1,150,000円</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>1,150,001円～1,200,000円</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>1,200,001円～1,250,000円</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>1,250,001円～1,300,000円</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>1,300,001円～1,330,000円</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr></tbody></table>	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	480,001円～950,000円	33万円	22万円	11万円	950,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円	1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円	1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円	1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円	1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円	1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円	1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円	1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額																																													
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下																																											
480,001円～950,000円	33万円	22万円	11万円																																											
950,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円																																											
1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円																																											
1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円																																											
1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円																																											
1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円																																											
1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円																																											
1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円																																											
1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円																																											

市民税・県民税申告書の書き方(表)

令和7年度(令和6年分) 市民税・県民税申告書

1 住所・氏名・生年月日などの記入		
現住所	五泉市太田1094番地1	
1月1日現在の住所	五泉市太田1094番地1	
フリガナ	ゴセン イチロウ	
氏名	五泉 一郎	生年月日 明・大・期 50・1・25
個人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 *	
業種又は職業	〇〇小売	
電話番号	0250-43-3911	
世帯主の氏名	五泉 太郎	続柄 父
2 営業等		
営業等	ア	5,403,000
農業	イ	
不動産	ウ	
利子	エ	
配当	オ	
給与	カ	1,000,000
公的年金等	キ	1,950,000
雑業務	ク	
その他	ケ	
短期	コ	
長期	サ	
一時	シ	
事業	①	518,000
農業	②	
不動産	③	
利子	④	
配当	⑤	
給与	⑥	350,000
公的年金等	⑦	850,000
雑業務	⑧	
その他	⑨	
合計(ア+イ+ウ+エ+オ+カ+キ+ク+ケ+コ+サ+シ)	⑩	850,000
総合譲渡・一時	⑪	
総合計	⑫	1,718,000
4 所得から差し引かれる金額		
社会保険料控除	13	489,320
医療費控除	14	
地震保険料控除	15	70,000
寡婦、ひとり親控除	16	11,250
勤労学生控除	17	530,000
配偶者(特別)控除	18	330,000
扶養控除	19	780,000
基礎控除	20	430,000
⑩～までの計	21	2,640,570
雑損控除	22	
医療費控除	23	43,100
合計	24	2,683,670
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法 ☐ 給与から差引き(特別徴収) ☐ 自分で納付(普通徴収)		

番号	控除の種類	内 容	控 除 額
23	扶養	あなたと生計を一にする親族のうち、合計所得金額が48万円以下の人を扶養している場合 ※年の途中で死亡した場合は死亡時の現況によります。 ※同居老親等…老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、かつあなたやあなたの配偶者と同居している場合	一般扶養(16～18、23～69歳) (H18.1.2～H21.1.1生、S30.1.2～H14.1.1生) 33万円 特定扶養(19～22歳) (H14.1.2～H18.1.1生) 45万円 老人扶養(70歳以上) 同居老親等 (S30.1.1以前生) 同居老親等以外 45万円 38万円
24	基礎控除	あなたと生計を一にする16歳未満の扶養親族がいる場合※控除額はありますが市県民税の算定に影響しますので記入してください。	2,400万円以下 43万円 2,400万円超～2,450万円以下 29万円 2,450万円超～2,500万円以下 15万円 2,500万円超 0万円
25	雑損	あなたやあなたと生計を一にする親族(合計所得が48万円以下の方)の有する資産が災害、盗難もしくは横領によって損失を受けた場合	(A)(B)いずれか多い額 (A)(損害額ー補てん金額)ー総所得金額等の10% (B)災害関連支出ー5万円 (支払医療費ー補てん金額)ー(10万円か総所得金額等の5%のいずれか少ない額) (控除限度額200万円)
26	医療費(どちらか片方だけ)	【医療費控除】 あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合 【セルフメディケーション税制】特例の選択口にチェック あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った特定一般医薬品等購入費がある場合	(支払った額ー補てん金額)ー12,000円 (控除限度額 88,000円)

収入のなかった方や遺族年金・障害年金・失業手当などの非課税所得があった方は、裏面をご覧ください。

2 収入金額・所得金額の記入

収入金額をア～シに、必要経費等を引いた後の所得金額を①～⑪に記入してください。営業等・農業・不動産所得のある方は、この申告書のほかに収支内訳書が必要です。用紙は税務課に用意してあります。

所得の種類	内 容	計算方法
営業等	小売業・卸売業・製造業・金融業・運輸通信業・サービス業などの営業から生ずる所得 医師・作家・外交員・ホステス・左官・集金人・内職などの事業から生ずる所得	収入金額ー必要経費
農業	農産物の生産・家畜などの飼育・酪農品生産などから生ずる所得	収入金額ー必要経費
不動産	土地・建物・不動産上の権利・船舶や航空機の賃付などによって生ずる所得(農業委託や線下補償も不動産所得となります)	収入金額ー必要経費
利子	公債・社債・預貯金などの利子	収入金額＝所得金額
配当	株式及び出資の配当金などの所得	収入金額ー元本の取得に要した負債の利子
給与	給与・賃金・賞与・パート・アルバイト等	(下記表1参照)
雑(公的年金等)	国民年金・厚生年金・各種共済年金・恩給など(※遺族年金・障害年金は非課税所得です)	(下記表2参照)
雑(業務)	原稿料・講演料・ネットオークションなどを利用した個人取引・食料品の配達などの副収入による所得	収入金額ー必要経費
雑(その他)	生命保険の年金(個人年金)、互助年金などの上記以外のものによる所得	収入金額ー必要経費ー特別控除額(上限50万円)
一時	懸賞当選品・生命保険の満期返戻金・競馬・競輪の払戻金など	収入金額ー資産の取得費等の経費ー特別控除額(上限50万円)
総合譲渡	資産を売った場合に生ずる所得 ※該当される方はお申し出ください。	収入金額ー資産の取得費等の経費ー特別控除額(上限50万円)
分離譲渡	土地・建物・株式等を売った場合に生ずる所得 ※該当される方はお申し出ください。	収入金額ー資産の取得費等の経費ー特別控除額(株式等を譲渡した場合は特別控除をつけることが出来ません。)
山林	山林を伐採又は立木のまま売った場合に生ずる所得 ※該当される方はお申し出ください。	

(表1)給与所得金額の速算表

給与収入金額	給与所得金額
1円～1,618,999円	収入金額ー550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	計算基準額(A)×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	計算基準額(A)×2.8ー80,000円
3,600,000円～6,599,999円	計算基準額(A)×3.2ー440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9ー1,100,000円
※8,500,000円以上	収入金額ー1,950,000円

◎収入金額÷4＝計算基準額(A)(千円未満切り捨て)
◎660万円以上の方：給与所得額に1円未満の端数がある場合、その端数は切り捨てます。
◎850万円を超える方：次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす場合は、所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。
(1)本人が特別障害者に該当する
(2)23歳未満の扶養親族を有する
(3)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
◆所得金額調整控除=(給与等の収入金額ー850万円)×0.1
※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、収入額は1,000万円として計算します。

(表2)公的年金等に係る雑所得の速算表

年齢区分	公的年金等収入金額 (A)	※公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 S35年 1月2日以降に生まれた人	1円～1,299,999円	Aー600,000円	Aー500,000円	Aー400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	A×75%ー275,000円	A×75%ー175,000円	A×75%ー75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×85%ー685,000円	A×85%ー585,000円	A×85%ー485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	A×95%ー1,455,000円	A×95%ー1,355,000円	A×95%ー1,255,000円
	10,000,000円以上	Aー1,955,000円	Aー1,855,000円	Aー1,755,000円
65歳以上 S35年 1月1日以前に生まれた人	1円～3,299,999円	Aー1,100,000円	Aー1,000,000円	Aー900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	A×75%ー275,000円	A×75%ー175,000円	A×75%ー75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×85%ー685,000円	A×85%ー585,000円	A×85%ー485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	A×95%ー1,455,000円	A×95%ー1,355,000円	A×95%ー1,255,000円
	10,000,000円以上	Aー1,955,000円	Aー1,855,000円	Aー1,755,000円

※給与所得と公的年金に係る雑所得があり、その所得の合計額が10万円を超える場合、所得金額調整控除を給与所得から差し引きます。
◆所得金額調整控除=(給与所得(上限10万円)＋公的年金等雑所得(上限10万円))ー10万円